

はじめに



今日の障害のある方を取り巻く状況は、平成18年4月に施行された障害者自立支援法により、福祉施設や事業体系の再編と併せて、障害福祉に関するサービス体系全般についての抜本的な見直しが行われ、必要なサービスを安定的な制度の下で利用できるように様変わりしました。

こうした中で、制度の改正に対応するため、福祉施設が新たなサービス体系への移行を完了する平成23年度を目標として、その中間段階となる平成20年度までを計画期間とする第1期の「犬山市障害福祉計画」を平成18年度に策定し、障害福祉サービスの提供と基盤の整備に努めてきました。

そして、この第2期の「犬山市障害福祉計画」は、平成21年度から平成23年度までの3年間を計画期間として定めたもので、今後は、この計画に基づいて「誰もが地域であんきに暮らせるまち」を目指し、すべての市民が安心・快適な生活を送ることができる「共生社会」の実現に向けて、システムづくりや施策の充実を積極的に推進してまいります。

最後に、この計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました犬山市障害者計画推進委員会委員の皆様、アンケート調査やヒヤリング調査にご協力いただきました市民並びにサービス提供事業者の皆様にご心より感謝申し上げます。

平成21年3月

犬山市長 田中志典

障害者自立支援法の抜本の見直しと 犬山市障害福祉の一層の充実をめざして



「障害者自立支援法」によって、市町村には3年間で1期とした「障害福祉計画」の策定が義務づけられ、平成19年3月に「犬山市障害福祉計画」が策定されました。今回は、平成21年度～23年度を期間とする第2期障害福祉計画の策定ということになります。

第1期計画の策定の際には、措置制度から支援費制度へ、そして障害者自立支援法へと、障害者福祉制度がめまぐるしく転換する真ただ中であって、新制度の全体像および具体像が掴みにくく、見通しがもちにくい審議を余儀なくされました。そして今回もまた、少なからず同じ様な状況におかれまして。

障害者自立支援法が施行されて3年が経過しました。この間、「応益負担」による利用者の負担増や、減収による事業経営の困難など、新制度に対する関係者のかつてない悲鳴に対して、政府は激変緩和策や各種の緊急措置として千数百億円を投入する一方、法施行後3年目に「抜本的な見直し」を行うことを約束しました。

そして、厚生労働省は、本年2月に与党プロジェクトチームがまとめた「障害者自立支援法の抜本見直しの基本方針」を受け、「障害者自立支援法等の一部を改正する法律案の概要」を示しました。3月中には閣議決定を経て国会に上程され、審議入りはゴールデンウィーク前後とみられます。今後、国会でどのように「抜本の見直し」に向けた論議が展開されるのか、注意深く見守りたいと思います。

第2期「犬山市障害福祉計画」をまとめるにあたり、新制度自体が定まらず、次から次へと継ぎ足しがされる状況の中での審議を余儀なくさたにもかかわらず、ここに無事策定できました。委員のみなさん方の相変わらぬご協力と市の担当職員の熱意のたまものと心より感謝申し上げます。

平成21年3月

犬山市障害者計画推進委員会委員長

田 中 良 三